

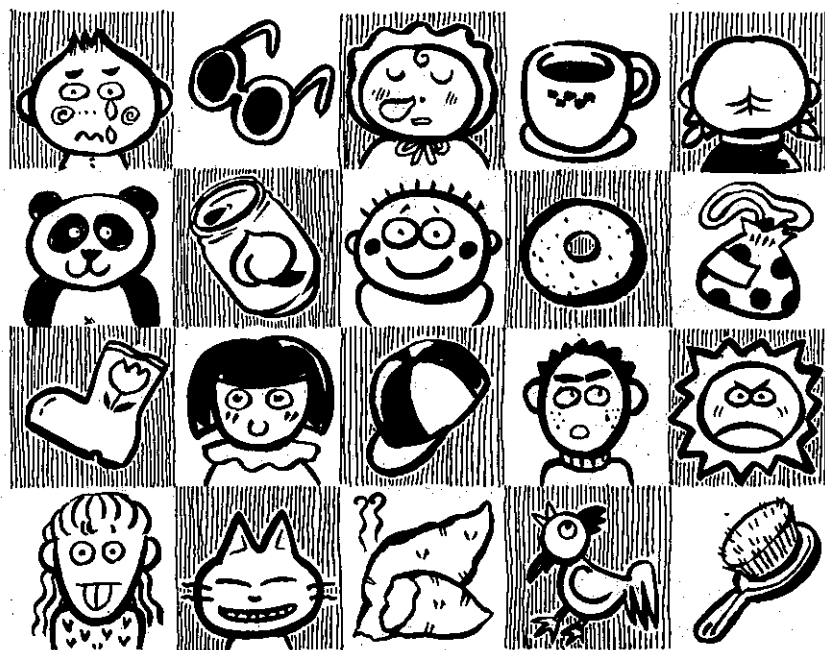
●いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

No.12=1992年11月 合併号
No.13=1992年12月

☆ 特集/子どもの権利条約は、傷ついた子を救えるか?(第1回公開講座続報)



◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

子どもの人権連 へのおさそい

◆ 子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会 ◆

☆ 代表委員 (50音順) ☆

一番ヶ瀬 康子	日本女子大学人間社会学部教授
大田 堯	東京大学名誉教授
鈴木 祥蔵	部落解放研究所所長、関西大学名誉教授
寺澤 亮一	全国同和教育研究協議会委員長
永井 憲一	日本教育法学会会長、法政大学法学部教授
横山 英一	日本教職員組合中央執行委員長

ご入会へのお願い

1人でも多くの方のご入会をおねがいいたします。子どもの人権連の考え方、今後とりくむべき課題などは、別掲の「よびかけの趣意書」をお読み下さい。

☆お申し込み方法

- ① 子どもの人権連のよびかけの趣意書、会則に賛同する個人及び団体はどなたでも入会することができます。お申し込み方法&用紙は別紙をご利用下さい。
- ② ご入会にあたっては、年会費を必ずご入金下さい。個人会費は5,000円、団体会費は1口10,000円です。ご入金を事務局で確認した時点で会員となります。

☆会員の特典

- ① 会員のみなさまへは、会員情報誌「いんぷいおめーしょん 子どもの人権連」(月刊)をはじめ、広報出版物ができ次第、無料で頒布いたします。
- ② 会員のみなさまへは、広報出版物を20%offでお送りいたします。
- ③ 会員のみなさまへは、講師あっせん、講座&学習会のプログラミングなどを優先的にこなします。

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便番号 東京 8-18438

指標

◆ 「子どものための世界サミット」(1990年9月30日)で採択された2000年までの達成目標(2)

栄養

- 低出生体重児(2.5キロ未満)の出生を10%未満にする。
- 女性の鉄分不足による貧血症を3分の2に減らす。
- ビタミンA不足とヨウ素欠乏症をほぼ根絶する。
- 生後4～6カ月間は母乳だけで子どもを育てることができるよう母親を支援すること、また、幼い子どもには必要に応じて特別の食事を与えることが大切であることを、すべての家族に知らせる。
- 発育の観察と促進を、すべての国で制度化する。
- 知識の普及によって、すべての家庭で家族のための食糧確保を可能にする。

子どもの健康

- ポリオを撲滅する。
- 1995年までに、新生児破傷風を根絶する。
- 予防接種開始以前より、はしかの罹病数を90%、死亡数を95%減らす。
- 1歳児の予防接種実施率を少なくとも85%に保ち、すべての妊娠可能年齢の女性に新生児破傷風の予防接種を受けさせる。
- 下痢性の病気による子どもの死を半分にし、下痢性の病気の4分の3に減らす。
- 子どもの急性呼吸器感染症死を3分の2に減らす。
- メジ虫感染症を根絶する。

教育

- 初等学校教育および同等の学校外教育の普及に加えて、今日、幅広く利用できるようになってきている情報伝達的手段を活用して、家族の健康、幼児の育成、食糧の生産、労働負担の軽減、環境保護など、生きていくうえで不可欠な知識と生活技術をすべての家族が手に入れられるようにする。

◆ No. 12・No. 13合併号/目次 ◆

指標＝「子どものための世界サミット」(1990年9月30日)で採択された2000年までの達成目標(2)	1
「子どもの権利条約」の完全批准を求める請願署名788,010人分を集約	2
子どもの権利条約からみた児童福祉法制の問題点/許斐有	3
◆報告/第1回公開講座＝子どもの権利条約は傷ついた子を救えるか?(続報)	
リポート3＝非行に走る子ども～家庭裁判所少年係調査官の経験から/浅川道雄	
「子どもの権利条約」国連採択3周年記念集会アピール	13
子どもの人権連の活動日誌(No. 5/1992年6月～12月)	15
◆子どもの人権連よびかけの趣意書&加入申し込み書	
◆子どもの人権連広報委員会から……高橋 公	

★ 権利条約請願署名788,010人分を集約 (1992年10月20日現在)

「子どもの権利条約」の完全批准と実施を求める運動を引き続きすすめましょう ★

◆経過報告◆ 92年3月13日、政府は「子どもの権利条約」を批准するための国会承認案——「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」を「日本国政府の留保」とともに閣議決定し国会に提出。

子どもの人権連は、この条約の完全批准と実施を求める立場から「子どもの権利条約の完全批准を求める請願」署名行動を5月連休明けから実施。この緊急署名行動は、会員(個人及び団体)をはじめ全国各地の市民(団体)のみなさんのご協力のもとで展開され、6月4日の「子どもの権利条約の完全批准と実施を求めるつどい&国会請願パレード」の際に第1次分(約50,000人分)を提出。

この国会は、PKO協力法案をめぐる攻防が続き、「子どもの権利条約」承認案の国会審議は全くおこなわれないまま継続審議に。

子どもの人権連(組織・国民運動委員会)は、1993年から始まる第126回通常国会での「子どもの権利条約」

の完全批准実現をめざし、この請願署名を有効に活用することになっている。

◆1992年10月20日現在の署名総数は、788,010人。主な内訳は次の通り。

- ①部落解放同盟/18,442人
 - ②退職婦人教職員全国連絡協議会/593人
 - ③日本退職教職員協議会/825人
 - ④全日本自治団体労働組合/158,471(但し92年7月30日中間集約)
 - ⑤日本教職員組合/607,874人(92年10月16日現在)
 - ⑥日本キリスト教婦人矯風会/55人
- ①～⑥計786,260人

以上が団体会員の主たる内訳。なお、ほぼ全員の個人会員からも数多くの署名が寄せられた。また、全国各地の市民(団体)からも数多くの署名が寄せられた(個人会員、市民(団体)分=1,750人)。ここでは、紙面の都合で割愛させていただいたが、ご協力をいただいたみなさんに心から感謝いたします。◇組織国民運動委員会事務局長=高橋 公◆

『子どもの権利条約』の完全批准を求める請願

◆ 請願の趣旨 ◆

いま「子どもの権利条約」の批准承認案が、国会で審議されています。

国内外には、困難な状況のなかで生きている子どもがたくさんいます。国際的には「南」の国々を中心に、戦争や飢饉、疾病の蔓延等によって子どもの生きる権利、健康への権利が奪われている状況にあります。一方、経済大国といわれる我が国でも、学校等での過剰な管理、少年の冤罪事件、幼児虐待などがあります。加えて、子どもは“未熟”だとして、市民的権利がほとんど保障されていません。

私たちは、こうした状況を大きく改善するために、「子どもの権利条約」が積極的な役割を果たすものと期待し、「条約」の完全批准を求めてきました。

しかし政府案では、条約名称を「児童の権利に関する条約」としたこと、条約の一部を解釈宣言および留保したこと、条約実施にあたっての関係国内法の改正や予算措置は必要ないとしたことから明らかなように、本条約の理念を積極的に生かそうとする姿勢が見られません。

私たちは、国会が「子どもの権利条約」を国際的、国内的にもきわめて重要なものとしてとらえ、その理念や規定を生かすためにじゅうぶんな審議をおこなうよう、次のことについて請願いたします。

衆議院議長 桜内義雄 殿
参議院議長 長田裕二 殿

◆ 請願事項 ◆

1. 条約名称は、「子どもの権利に関する条約」とすること
2. 解釈宣言および留保は行わないこと。また、関係国内法制度の改正および、整備に着手すること。
3. 外務省がとりまとめた「西暦2000年に向けての国内行動計画」を条約審議のなかでとりあげ、その充実に務めること
4. 子どもを含むすべての人びとに条約を知らせるための具体的計画を策定すること。
5. 条約実施のための予算を確保すること。また、自治体が施策を行うことを国として奨励すること。

● 紹介議員

氏名	住 所
1 西片文雄	長岡市永田4-6-8
2 高橋晴美	小沢市榊 262-54
3 小林益雄	高崎市小牧 392
4 橋本昭	長岡市土倉 3-3-2
5 藤月信	長岡市花園 2-1-4A6

● とりあつかい団体

全日本自治団体労働組合(自治労)

東京都千代田区六本木1 自治労会館 TEL: 3263-0266

★ 子どもの権利条約からみた 児童福祉法制の問題点 ★

子どもの人権学習研究委員
許斐 有
(大阪府立大学社会福祉学部)

この夏休みに、ある養護施設のキャンプ（臨海学舎）に参加させていただいた。そこでもっとも印象に残ったのは、高校生や卒園生（OB）たちが小さい子たちをかいがいしく世話している姿だった。小さい子たちは明るく、のびのびとしており、世話をしている側も楽しそうに見えた。愛らしい笑顔に、ついついこちらも笑顔返すことになる。こんな雰囲気は一朝一夕にできたものではないはずだ。これはひとえに、職員たちの長年にわたる努力とチームワークの賜物にほかならない。職員集団の力量には、ただただ敬服するばかりである。

しかし、そこでの子どもたちの生活は、良くも悪くも「集団養護」だと感じた。集団養護でもこれだけの実践ができるということには深く感銘を受けたが、その反面子どもたちは大人とのもっと親密な、より深い関わりを望んでいるのではないかという気もした。たしかに小さい子たちが、大人たちや大きい子たちに甘えている様子は伺えた。だが、子どもたちには個別的人間関係の中で育つことも保障していかなければならない。しかし、それは現在の施設養護の基準や条件のもとではとても難しいことである。

ところで、日本の児童福祉施設はこんな明るい施設ばかりではない。なかには子どもたちによる「いじめ」や職員による体罰が横行している施設もある（さしあたり、神田ふみよ編「春の歌うたえば——養護施設からの旅立ち」ミネルヴァ書房、1992年、および倉岡小夜「和子6歳いじめで死んだ——養護施設と子どもの人権」ひとなる書房、1992年、参照）。「風の子学園」事件は、無認可の民間「教育」施設で起きた特殊な事件なのではない。認可された児童福祉施設でも、子どもの人権が侵害されている実態があるのである。たとえば、施設職員による体罰は日常茶飯事ともいえるほどである。これまでは、「親代わり」ということで安易に体罰が容認されてきた（親の懲戒権の代行!?!）。おそらく表面に現れないだけで、実態は学校以上であろう。だが、それでは家庭から引き離された子どもたちは、そのこと自体が人権侵害状況なのに、施設

で二重に人権の侵害を受けることになってしまう。子どもたちに残されている深い心の傷に思いをいたすべきである。力で子どもたちを支配・管理しようとするれば、子どもたちの人間としての成長を抑え、生きる力・伸びる力を奪ってしまうことになる。子どもたちの「福祉」施設だからこそ、人権侵害の防波堤にならなくてはいけないのに。児童福祉施設においては、どんなことがあっても体罰や暴力・いじめなどはあってはならない。滋賀県の養護施設湘南学園には、「強い立場のものが弱いものを侵さない」という一カ条の憲法がある。他人の「人間らしく生きる自由」（それは生きる力につながる）を奪うことは、何人にも許されないという考えからだ（中澤弘幸「常識福祉のウソ」日本評論社、1992年）。

子どもの権利条約は、家族という環境を失った子どもや子どもの最善の利益に照らせば家族にとどまることがふさわしくない子どもの代替的ケアは、里親ケアや養子縁組によることがまず検討されるべきだとして、施設ケアを後順位に位置づけている（20条）。世界的な流れからいえば、施設ケアは一人ひとりの子どもの福祉を図るにはさまざまな問題を抱えており、必ずしもベストとはいえないのであろう。そういう意味では、代替的家庭によるケアである里親制度や養子制度をもっともっと発展させるべきだろう。しかし、日本の現実を考えると、これからも当分の間、乳児院や養護施設などでの施設養護が中心とならざるをえないと思われる。したがって、問題の核心は、児童福祉施設において子どもの権利が保障される状態にあるかどうかという点にある。この点をまず点検してみる必要がある。

実際には、現在の児童福祉施設的环境はきわめて貧弱・劣悪な状況にあり、施設に入所していること自体が子どもの人権の侵害にあたるというほどである。食事こそ以前よりよくなったが、職員の数や専門性、施設設備、とくに建物や部屋の狭隘さ（高校生になっても個室が与えられることは稀である）、高校進学などの教育の保障等々問題は多い。なぜそんなことになる

のかという、まず何よりも、「児童福祉施設最低基準」そのものがあまりにも低劣すぎる、という問題がある。戦後1947年に児童福祉法が成立し、それにともない1948年に「児童福祉施設最低基準」が厚生省令として制定された。ところがその内容は、制定当時と基本的にはそれほど変わっていない。次に、その最低基準が措置費の基準になっているということである。そのために最低基準が「最高基準」化して、最低基準を上回る施設養護はほんの一部の施設でしか行われていない。さらに、現在暫定定員制というきわめて姑息なやり方を探っている（入所児童の数＝現員が定員を大きく下回った場合には、暫定定員を敷き、それを基準に措置費が支払われる）ために、子どもの数が減っても養護水準は向上するどころか、場合によっては低下することもある（一部の施設では、とにかく子どもの数を確保することに必死である）。

子どもの権利条約からみて日本の児童福祉法制のもっとも深刻な問題は、この「児童福祉施設最低基準」にあると私は考えている。子どもの権利条約を批准するためには、まず何よりも厚生省令であるこの基準を全面改正することが必要である。子どもたちは、「身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達のために十分な生活水準に対する権利」をもっているのであり（子どもの権利条約27条1項）、子どもたちが将来に不安を抱かずにのびのびと安心して生活できるように条件を整備するのは国の義務である（同3条2項・3項、20条）。

以上のほかにも児童福祉法制の課題は山積している。ここでは最後に、児童福祉法上の「措置」にかかわる子どもの権利について指摘しておきたい。

現行「措置制度」はさまざまな問題を抱えており、子どもの権利を保障するシステムとはなっていない。つまり、「措置権」者による措置という職権主義が貫徹しているために、子どもや親の児童福祉サービスを利用する権利という考え方が入り込みにくいのである。利用制度は公的責任を曖昧にするという側面があるので、すべて利用制度化するのがいいとは思わない。現行の措置制度を、公的責任を維持しつつ、どう変えることができるかが課題となろう。

とくに、措置における適正手続きの保障が今後は求められることになる。たとえば、子どもの権利条約との関係では、措置についての子どもの意見表明権や親などの権利の保障がもっとも重要である（条約9条、12条、21条など）。また、親子分離の手续をどう考えるか、司法審査をどうするか、などが問題となる。また、子ども自身によるものも含む不服申し立てのシステムが整備される必要がある。

なお、くわしくは、許斐「児童福祉における『子どもの権利』再考——子どもの権利条約の視点から」『社会福祉研究』52号、鉄道弘済会、1991年、および許斐「子どもの権利をどう受けとめるか——子どもの権利条約から学ぶこと」『げんき』19号、エイデル研究所、1992年、を参照していただきたい。また、児童福祉施設における子どもの権利については、全国養護問題研究会「児童養護の実践指針（第2版・修正版・1991年2月）」（『日本の児童問題』6号、全国養護問題研究会、1991年、所収）と『カナダからのインフォメーション——レジデンシャル・ケアの児童とティーンエージャーのための手引き』（高橋重宏訳）資生堂社会福祉事業財団、1992年とが参考になる。

(1992.8.19. このみ ゆう)

●非行発生率は減少傾向にある

私は、今ご紹介がありました家庭裁判所で少年非行を26年ほど取り扱ってきて、ついこの間やめた調査官です。きょうお話をするのは、私などの経験から見て、いわゆる非行、その非行に陥っている子どもは実際には私の目から見てどういう子どもに見えるのか、それは「子どもの権利条約」の掲げている子ども観と対比してみてもどういふところに問題があるのかというあたりを少しお話をしてみたいと思います。

レジュメはだいたい詳しく書いてありますが、それをすっかりしゃべると15分やそこらではあれなので目次的に申しますと、人の数とか、量と質という点から言いますと、かつて非行はものすごく多いとマスコミなんかで言われていた時期がありますが、年々こここのところ日本中で非行の数は減っています。非行の数が減っているのはなぜなのか。子ども人口が減っていることと関連していると思いますが、子ども人口の減り方よりも、子どもの中での非行の発生率が減ってきているのが現状です。

内容は、書いたとおり、殺人とか強盗とか強姦とかいう警察用語でいう凶悪犯は年々減り続けておられて、そうではなくて、初発型非行といわれる万引と自転車のかっぱらい、あるいは置き去りにされている自転車をネコババしてしまう、占有離脱物横領という特別の言い方をしますが、自転車関係の盗み、あとは交通違反が非常に増え続けていて、そういうのを取ってしまうと非行は取るに足らないと言っている数になってしまっているようです。

●少年非行は中学生に集中

年齢からいいますと大体14、15歳のところに山がありまして、少年法改正のときによく問題になった年長少年の凶悪化というのは全く影を潜めてしまっています。14、15歳のところといえますと、まさに中学生に集中しているということです。最近では小学校6年生くらいのところにもそろそろ問題がだいぶ出てきていると言われているようですが、家庭裁判所の統計で見ている

限りは、どういうわけか14歳になったとたん非行の数が増えるというのはいまだに続いている現象で、低年齢化というのも体の成熟がそれほど下までいっていないのだらうと思いますので、思春期の一番混迷したあたりが中学校の学校教育ともろにおつかってしまうというあたりが問題なのかなと思っております。ですから、最近では、中学生の非行がそれぞれの家庭裁判所で問題になってきているようです。

そういうのが現在の非行の状況です。

その次に書きましたのは、どんなに非行が何万件統計上出ても、その中に2種類の非行を私たち現場人は区別するのです。というのは、統計上たった1遍しかあらわれない、つまり警察で1遍つかまっても家庭裁判所へ来たならそれっきり非行という統計の中から姿を消してしまう1遍きりの非行少年ということです。それから、わかっちゃいるけどやめられないということで何編も何編も繰り返す不幸な累犯少年と、二つの種類がございます。

1遍で終わってしまったもう2度と非行に陥らない子どもたちのことを、私たちの言葉で「一過性の非行少年」と申します。この一過性というのは、お医者さんのほうの立場の「はしか」あたりから借りてきた言葉です。つまり、今のようなバイ菌だらけの世の中で生活をしていれば1遍くらいかぜもひいたり非行にだっかかりかかろうさ、だけどそれの手当がよくうまく乗り越えてしまったら、ちゃんと免疫ができて、まだ非行に取りつかれていない子どもよりは早く大人になってしまうという意味で、一過性の非行少年は、私たちに言わせると、まだ非行に陥っていない子どものある者よりはずっと物わかりのよくなったしっかりした子どもである場合のことが多いのだということで、一過性である子どもを非行少年とは私たちは呼びたくないと思っております。そこに書きましたように、一過性の非行は、先ほど来ほかの方もおっしゃっていましたが、思春期の通過儀礼と見てもいいのではないかと思います。ですからそれによって差別されることのないように、私たちは特に気をつけたいと思っております。

●家庭裁判所の調査官の仕事

特に家庭裁判所の調査官がやっている仕事は、初めての非行に陥った子どもをどうやって一過性で卒業して貰おうかということが勝負どころでありまして、そのために子どもともどういう接し方をするか、あるいはその子どもを取り巻いている学校とか家庭とかいうところがこの非行を契機にもうちょっと子どものことを理解するようになって貰おうかということを一生涯懸命努力してきたということです。

現在、日本の少年法が非行問題について考えている法的な立場が「少年法の考え方」というところに書いてございますが、少年法というのは、ご存知のように、未成年者の間に失敗した、非行に陥った子どもたちを、その非行によって取りかえしのつかない傷を負わせないようにということが建前になっております。ですからご存じのように、殺人をたまたま犯した子どもでも、新聞、テレビなどではA少年、B少年というふうに、つまり決して公開しないということです。それから考え方として、現象としては大人に殺されたって子どもに殺されたって殺された側は同じですが、私たちが取り扱い方としてはっきり区別するのは、子どもに対しては結果責任を取らせるといことでの処罰を考えるのではない。未成年者の間に起こった失敗は、子どもたちが成長していく一つの糧として、十分にそれを教育的に子どもに戻して、それを2度と繰り返さないように、2度と繰り返すような不幸を味あわないように、原因にさかのぼってその問題を科学的に分析したりすることによって、どうしたら2度とそんなことにならないようになるかを子どもと大人と双方一緒になって家庭裁判所の少年審判という立場で考えていくのが少年法の考え方だろうと思います。それで今までやってきているつもりです。

●考えること、感情コントロールが苦手

そういう中でずっと経験する中で、今考えております最近の子どもたちの実態、子どもたちというよりは非行少年として私たちのところへあらわれた子どもたちと接している中で、「うん、なるほどこういう特徴があるんだな」と気がついた実態を幾つかお話をしておきたいと思

います。

これは非行少年に限らないとほかの方からも言われるのですが、特に非行に陥った子どもに對して、私たちは、なんでこんなことをやっちゃったのだろうということについて、自分についても洞察してほしいですから、立ち直ってほしいと思うものですから、一緒になって一生懸命、なぜこんなことになったのかを考えようと誘うのです。ところが、非行少年たちはおそろしく考えることが苦手な子どもたちが多く。とにかく「考える」という習慣がないと言っていいような子どもたちなんです。つまり、自分たちの取った行動はまさに反射的な行動で、快・不快の原則だけで生きているような形で行動様式を取っているし、私たちと接する場合でも、気に入ったことを言ってくれるか言ってくれないかだけで全く接し方が変わってきてしまう。言ってみれば、大人の大好きな言葉で言うと、反省なんていうことは全く考えられない。「何か反省していくことがあるの?」と言ったら、「もう2度とこんなことはしません」と言うんですね。「そのほかに何かあるの?」と言うと「ごめんなさい」。「だけど、ほかならぬ君がこんなことをやっちゃったのだから。なんでこんなことをしっちゃったのだろう」「さあ、わからない」「だけど万引きをしたからには、しない子と君との違いがあるはずだけど、君はどうしてこんなことをしたんだと思う? 自分を外から見えて考えて、自分を他人の目で見えて、なんでこんなことこいつはやっちゃったんだろうと考えてごらん」と言っても、「わからない」。「もう少しよく考えてごらん」と言うと、「金がなかったから」と言うんですね。「金がなかったら誰もがそんなことをしちゃうのかな。そうじゃないんじゃないかな」と言ったら、「ほしかったから」。その次には、よくよくの果てに「友達と一緒にだったから」という話になるんですね。そんなことで、自分の問題になかなかならない。つまり、考えることが苦手だということが一番大きな特徴です。

その次には、それと関連しますが、感情をコントロールすることがとっても下手。すぐ感情が激してしまう。もう一つ言えば、いやなことは何もしたくない。これは学校の先生からもありましたが、掃除なんて絶対やらないほうがい

いのだと。つまり、フィーリングで生きているからそういうことは格好よくないんだといわんばかりなんです。これは言ってみれば人間精神の三分割と言われる知的な部分、情的な部分、意志的な部分、知・情・意の三つとも非常に衰えてしまっている。私たちの期待している年齢不相応に未発達だという感じがします。そうなりますと、私たちとしては、これはどうしてなんだろう。彼らがそうなりたくてなったわけじゃないことは明らかです。つまり、そういうふうな育てられてきたのだなといわなきゃならない。

そういうふうな育てられてきたんだな、どうしてだろうという話になると、一番多く出てくるのは、生まれてからきょうまでの生活の中で、おそらく母親から毎日のように「早く、早く」と言われ続けてきたのだろう。つまり、結果がよければ反射的な行動を取れば取るほどそのことは評価されるのであって、そのときに立ち止まって考えたり何かしたら、大抵落ちこぼれになってしまうような、もう能率・効率本位で子どもたちをぐんぐん押しまくってきた、今日の学校教育と狭くは言いませんが、とにかく一切の子どもを取り巻いて子どもに対してそういうふうな押しつけてきた世の中で、今の子どもたちのそういう人間らしさを失ってしまって、その行き着く先は、非常に効率的なロボットと言われんばかりのタイプをつくり出してしまっている。これはロボットみたいにプログラムされていることしかできないわけですから、何か新しい状況が起こった場合には必ず失敗します。そういう子どもたちが以外に多いと言っているのではないかと思います。

そういう中で、子どもたちは常に受け身で生活していると思います。常に受け身で生活して、順応することがよい子像の一つの典型的なわけですから、どれだけうまく順応できたかによって学校の成績が評価されたり家庭での評価が上がったり下がったりするわけですから、そういうふうになってきて、その中で内田さんがおっしゃったような子どもたちは息切れしてしまった子どもに違いないと私は思います。息切れする前に、子どもたちだって何かおかしいと思うから、何らかの形でささやかな抵抗を繰り返す。抵抗を繰り返すたびに、大人によってそれをつぶされるということを繰り返して、しらけてし

まうことになるのだと思います。

そんなことを考えてみますと、今順応している子どもも、今それからはずれてしまってこぼれている子どもも、どちらも含めて子どもたちの本音を言わせれば、今の世の中での大人の一方的な押しつけに対してはすべての子どもが傷ついているのが現状であろうと、私は非行少年を見てつくづく思います。

では、子どもについて家庭裁判所の調査官は何もしないで分類して少年院に送るか送らないか決める程度で済ましているのかというと、そうもいかないものですから、何らかの形で子どもに内在している可能性を探り出そうと一生懸命考えます。その中で私が感じていることが、その次に書かれている「その可能性と限界」という部分です。

●自由と平等を求める子どもたち

今の子どもたちは、「一寸の虫にも五分の魂」と言っている。やっぱり生きる力を持っていると思います。どういうところにあらわれるかというと、その子がそれだけ生きる力を持っているか持っていないかというのは、どれだけ育てにくいかということにあらわれていると言っても差しつかえない。親が育てにくくなっているということは、子どもの生命力の強いあらわれだし、学校の教師がそれで困っているというのは、その子どもはどれくらい強い生きる力を持っているかということのあらわれだと逆に見てもいいだろう。

ということはどういうことかといえますと、子どもたちがしっかり握って離さない生活感情が少なくとも二つある。一つは、今の子どもたちは、自分の頭で考えて納得のいかないことはどんな偉いやつの言うことでも「うん」とは言いたくないという気持ちを持っています。それから、どんな些細なことであろうと、えこひいき、差別はまっぴらご免だという感情を持っています。この二つが子どもたちの中にしっかり根を下ろしていることは事実だと私は確信しています。だから、親が子どもに何か言いつけても、先生が子どもに何かを禁止したりしても、「なんでそんなことを私がしなきゃならないのよ。納得のいかないわ。おにいちゃんがこんなことをやらされなかったのに、私がこの年になってこ

んなことをお母さんに押しつけられるのは、私が女だからでしょう。冗談じゃないわよ。差別じゃないの」というふうに向かっています。そこで親のほうは、「何なまいき言ってるの。誰に食わしてもらっていると思っているの」とやるから、そこでもう決裂しちゃうわけでしょう。そういう形で、親も教師も今日子育てが難しくなっているということの内実は、そういうところにあると私は思っています。

ところで、納得のいかないことは「うん」と言えないということと、えこひいき、差別はご免だということは、ここに書きましたように、自由と平等を求めているということです。納得のいかないことは「うん」と言えないということこそが自由の主張だし、えこひいき、差別はまっぴらご免だというのは平等の主張なんだ。この自由と平等の二つを両手に振りかざして親や教師の圧政に抵抗を果敢に繰り返すにもかかわらず、必ず挫折する。挫折してしまえばしらけてしまって、もう2度とそういう主張は繰り返せなくなるというなかで、「どうせおれなんか」という自己嫌悪に陥っていく。そういうところに子どもたちの今の限界があるわけです。何かというと、今の子どもたちに失われているのは連帯感情だと思います。

僕は、僕一人の変な理屈ですが、フランス革命で掲げられた民主主義のスローガン——自由・平等・博愛（リベルテ・エガリテ・フラッデルニテ）、今挙げた子どもたちが持っている二つは自由と平等なんですね。もう一つ、自由と平等をこの地上に実現するためには、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という形でしっかり圧政に抵抗する人たちが連帯し団結して前進しなければいけないということと、戦後の民主主義教育の中で彼らは教えられてこなかった。そのかわりに何が教えられたのかというと、多数決原理だけがまるで民主主義の金科玉条のように教えられた。この納得のいかないことは「うん」と言えないとか、差別はご免だと言っている子どもたちがどういうことをやるかということ、平気でいじめをやるのですね。なぜかということ、彼らはこれだって民主主義だと思ってるんです。多数の頭に正義が宿るのが民主主義だと考えたら、いじめられっ子なんて常に絶対少数派であって、そういう絶対少数派

が苦情とか泣き言のために我々健全な多数派がなぜ非難されなければいけないのかというのが彼らの理屈ですね。そのあたりのところに、今の子どもたちの持っている可能性と限界があると思います。

●子どもの権利条約とこれからの子どもたち

なぜここまで子どもたちが歪んでしまったのだろうかということ。私はやっぱり、子どもが小さい頃から年齢相応に大人と対等に扱われてこなかったせいだ、子どもたちがいつまでたっても自立させられなかったせいだと考えています。日本の場合には、民主主義になってまだ40年しかたっていないわけでしょう。自由とか平等とか、そういうことを主張して非国民だと言われないようになってからまだ40年くらいしかたっていない。それまでの何千年という間、日本という国は身分差別の国だったわけだし、その余韻がいまだに残っていて、戦後、三権分立になり、地方分権が憲法で規定されたにもかかわらず、現在は極めて中央集権的な国になり、三権分立だって、私のいる裁判所から考えれば全く失われているような状況になっているという日本の民主主義の未成熟の中で、子どもたちも当然にこの程度未成熟になっているのは仕方がないことなのだとおぼろげに思っています。

では、そこを私はどういうふうに関心して解決したらいいかと考えているのかといいますと、大人と子どもとの関係で、大人と子どもはぶつかるのが当たり前だと考えたほうがいい。今の世の中で、大人と子ども、つまり親と子の間を考えても、親と子という関係で言えば、どんな少なく見積もっても、生活している時代が20数年は違っているんですね。今の時代で20数年違った時代に生きた人間の生活感情は、天と地くらい違いますからね。ぶつかって当たり前なんだということを前提にして、子育ての中で親が一方的に子どもを育てるのではなくて、子育てをする中で子どもによって突き上げられ、子どもによって非難・攻撃されることを通じて、子どもによって泣かされながら親は親らしく初めて子どもにも手伝ってもらって成長することができるのだ。子どもによっていじめ抜かれて成長することをあえてした親でなければ子どもをまともに

育てるだけの親らしい親にはなりきれないのだという、親世代と子世代の目線の高さを同じにした葛藤のとても大きな値打ちを今日はっきり肯定的につかまえる必要があるだろうと考えています。

ですからそこに書きましたように、大人も子どもも自己主張を正直に出し合う。子どもを不当に泣き寝入りさせることをしないだけではなく、逆に子どもによって親も不当に泣き寝入りすることのないように、もろにおつかり合うことを通じて、その中から相互に学び合うことによって、新しい民主主義的な親子関係、大人・子ども関係がおそらく芽生えてくるに違いない。その場面は、今日非常に苦しんでいらっしゃる家庭での子育ての場面、学校の子育ての場面、そういう子育てを通じてこそ日本における民主主義はたぶん一番底辺のところから本物になっていくに違いない。そのことが非行少年を通じて見ている中でつくづく感じられるということです。

今の様な子どもたちのままになっていったとしたら、マスコミを活用して為政者がピピッと笛を吹いたら一編にファシズムにだって行ってしまうような非常に危険な状況に今子どもたちはあるのです。そのところは、子どもたちをしっかりと、他人の立場も考えながら自己主張をし、自己主張しながら他人の考え方もしっかり自分が受けとめることができるような考える力を身につけ、感情のコントロールができるような力を身につけ、みんなと一緒に前進するようなことに喜びを感じるような子どもに育てていくことを急がなければいけないだろう。そのことが、今日「子どもの権利条約」の諸条項を見たときに僕が非常に感動した理由です。子どもたちに社会生活の中で選挙権・被選挙権以外のすべての大人と同じ権利を小さい頃から保障し、そういうことを十分に習熟することによって、有権者になったときに全く完全な権利行使のでき

る大人に育てようじゃないか、そのためには小さいうちからちゃんと社会参加できるような子どもたちに国が率先してやろうじゃないかということを経済連合が一致して決議したことはとても大事なことだと思うし、私はそのことこそ非行問題も解決する根本的な大事な原理だと思います。(拍手)



◆ 子どもの人権連の活動日誌 (NO.5/1992年6月~12月) ◆

- 92年6月21日(日) 第123回(通常)国会終了→「子どもの権利条約」(「児童の権利条約」)批准承認案件の継続審議が確定
- 6月29日(月) 第1回広報委員会(11:00~13:00/自治労会館)
→92年度の広報活動の基本方針協議、ビデオなどによる「子どもの権利条約」の広報活動のあり方を検討。
- 6月30日(火) 1992年度教育予算(文部省)概算要求に関して社会党が文部大臣に申し入れ。広報委員会が概算要求に「子どもの権利条約」の広報活動の財源措置を盛りこむよう社会党に要請。
- 7月24日(金) 第1回学習研究委員会(16:00~19:00/日本教育会館)
- 7月29日(水) ① 第2回「警察と子どもの権利」小委員会(12:00~13:00/日本教育会館)
② 第2回公開講座=外国籍・無国籍の子と「子どもの権利条約」(13:00~16:00/日本教育会館)
→「無国籍の子」の国籍取得問題と「外国籍の子」の就学問題などについて、山田由紀子(弁護士)、星正秀(弁護士)、杉生彰(三重県国際教育協会)の三氏が報告
③ 第2回代表委員・事務局会議(15:30~17:30/日本教育会館)
→92年度の役員体制、学習研究委員会など委員会体制の確認、第7回総会決定の方針の具体化などについて協議。
④ 子どもの人権連ブックレットNO.3「今日から子どもの権利条約」編集作業
- 8月7日(金) 第3回「警察と子どもの権利」小委員会(18:00~20:30/日本教育会館)
→第3回公開講座(11月14日)の打合せ
- 8月21日(金) 「今日から子どもの権利条約」校正作業
- 9月21日(月) 第3回代表委員・事務局会議(17:30~19:30/日本教育会館)
→第2回会議以降の経過報告、「子どもの権利条約」国連採択3周年記念の企画などを協議
- 9月22日(火) 第4回「警察と子どもの権利」小委員会(16:00~18:00/日本教育会館)
→第3回公開講座(11月14日)の運営などについて報告者を交じて意見交換
第2回学習研究委員会(18:00~21:00/日本教育会館)
→寺脇隆夫氏(長野大学)が「子どもの権利基本法」(仮称)制定をめぐる基本的問題について報告
- 9月28日(月) 国連・子どもの権利委員会(ジュネーブ)
- 10月9日(金) →※委員会傍聴報告は前号の平野リポート参照のこと。
- 10月6日(火) ① 第5回「警察と子どもの権利」小委員会(16:00~17:00/日本教育会館)
② 第3回(拡大)学習研究委員会(17:00~19:30/日本教育会館)

→石井小夜子氏(弁護士)が、「子どもの権利条約」の国会承認案の「留保」及び「解釈宣言」の問題点について報告。

- 10月7日(水) ① 第1回組織・国民運動委員会(15:30~17:00/日本教育会館)
→委員会座長に中島敏彦氏(部落解放同盟)、事務局長に高橋 公氏(自治労)を選出。「子どもの権利条約」国連採択3周年記念集会の実施案、会員状況の報告と人権連の情報提供に関するアンケート調査の実施などを協議。
- ② 第4回代表委員・事務局会議(17:30~19:30/日本教育会館)
→一連の諸活動の報告、第3回公開講座、3周年記念集会の成功にむけた意見交換
- 10月16日(金) 第4回学習研究委員会(17:00~19:30/日本教育会館)
→①「児童福祉法の人権擁護機能」について許斐有氏がレポート、続いて②「子どもの権利委員会第2会期」(9月28日~10月9日/ジュネーブ)の報告を傍聴参加してきた平野裕二氏が行う。
- 10月30日(金) ① 第125回(臨時)国会開会
→国会の勢力分野(衆)自民=274、社会=141、公明=46、共産=16、民社=13、無所属=7、欠員=15(合計512)。
(参)自民=106、社会=73、公明=24、民社=11、共産=11、連合=11、二院ク=5、日本新=4、無所属=7、欠員=0(合計252)
- ② 「子どもの人権連の情報提供に関するアンケート」を実施
→組織・国民運動委員会の確認にもとづき、子どもの人権連の情報提供の一環としてアンケート調査を実施。
- 11月14日(土) 第3回公開講座=定住外国人のアイデンティティーと子どもの権利条約
(13:00~16:30/日本教育会館)
→「在日朝鮮・韓国の子どもたちと中国から帰国した子どもたちの問題を通して」が講座のサブ・タイトル。申谷雄二、木川 恭、普元幸夫の三氏の報告と当事者である子どもたちの発言を受けて活発な意見交換。司会は山田由紀子、佐々木光明の両氏(「警察と子どもの権利」小委員)
- 11月25日(水) 92年度前期(92年4月~9月)会計監査
- 12月2日(水) ① 第5回代表委員・事務局会議、第2回組織・国民運動委員会合同会議
(12:00~14:00/日本教育会館)
→92年度前半期の活動総括、会員(個人・団体)拡大運動の状況、3周年記念集會、代表者会議の打合せ
- ② 「子どもの権利条約」国連採択3周年記念集會(14:30~17:00/カンダ・パンセホール)
→「子どもの権利条約」の完全批准と実施を求める運動の再構築をめざすとともに国際的動向に注目するために開催。平野裕二氏が「子どもの権利委員会第2会期」のもようなどを報告。
- ③ 第1回代表者会議(17:30~19:30/日本教育会館)
→第7回総会で新設された会議。会員(団体・個人)間の活動交流と92年度後半のとりくみなどについて意見交換。92年度前半期の会計監査報告。
- 12月10日(木) 第125回(臨時)国会開会
→批准承認案はふたたび継続審議になる。

- 12月17日(木) 第5回学習研究委員会 (15:00～17:00/日本教育会館)
→92年度前半期の学習研究活動の反省と、後半期の活動計画などの打ち合せ。
- 12月18日(金) 第6回「警察と子どもの権利」小委員会 (15:30～17:00/日本教育会館)
→第3回公開講座の反省、今後の小委員会活動などについて意見交換

◆ 「子どもの権利条約」国連採択3周年記念集会アピール ◆

1989年11月20日、国連で「子どもの権利条約」が採択されました。この条約は、同じく国連で採択された「子どもの権利宣言」（1959年）を発展させて各国を法的に義務づけた画期的なもので、子どもの権利をさらに包括的かつ確実に保障していこうという国際的なとりくみを反映しています。

またわが国においても、1947年には日本国憲法の本質にのっとり教育基本法が制定され、1951年には、国連「子どもの権利宣言」に先立つこと8年、やはり子どもを権利の主体としてとらえた「児童憲章」が制定されていました。

わが国の、そして世界の子どもたちが置かれている現状は、このようなさまざまな文書の理念を照らしてみても、満足のいくものと言えるでしょうか。

いっけん豊かに見えるわが国の子どもたちも、学校で、家庭で、社会で、さまざまな形で苦しめられています。また、飢餓・戦争・天災・環境汚染などのあおりを受けて生命・発達の権利すら奪われている子どもも、世界には少なくありません。

このことは、言うなれば“子ども差別”がこれまでのおとな社会を支配してきたことの表れです。子どもたちはあらゆる場面で、固有の権利を無視あるいは軽視されてきたのです。

1990年9月には国連で「子どものための世界サミット」が開かれ、世界の半数以上の国の国家元首が参加しました。今年6月には、子どもたちに手渡していく地球環境をめぐる「地球サミット」（ブラジル）が、9月から10月にかけては「国連・子どもの権利委員会第2会期」（ジュネーブ）が開かれました。この権利委員会では、「子どもの権利条約」に盛り込まれた“子ども最優先の原則”に立った各国の実施措置についての検討が開始されています。

私たちは、「子どもの権利条約」が国連で採択される以前からこの条約に深い関心をもち、採択後は早期完全批准を求めるとともに、この条約の広報活動を積極的に展開し今日に至っています。

しかし、3月13日に「子どもの権利条約」（政府案＝「児童の権利条約」）の国会における承認案が閣議決定されたにも拘らず、今日に至るまで国会での審議はおこなわれていません。

私たちが5月以降展開してきた「子どもの権利条約の完全批准を求める請願署名」は85万人のみなさんの賛同を得ることができました。

私たちは請願事項の5項目を国会および政府が実施するよう求めます。また、本集会の名において全国各地から「子どもの権利条約」の完全批准と実施を求める運動を引き続き力強く展開することを呼びかけます。

1. 条約名称は「子どもの権利条約」とすること。
2. 解釈宣言および留保は行なわないこと。また、関係国内法・制度の改正および整備に着手すること。
3. 外務省がとりまとめた「西暦2000年に向けての国内行動計画」を条約審議のなかでとりあげ、その充実に努めること。
4. 子どもを含むすべての人びとに条約の存在および理念を知らせるための具体的計画を打ち出すこと。
5. 条約実施のための予算を確保すること。また、自治体が条約に関連した施策を行なうことを奨励すること。

1992年12月2日

「子どもの権利条約」国連採択3周年記念集会

◆ 子どもの人権連 よびかけの趣意書 ◆

1989年11月20日、国連で「子どもの権利条約」が採択されました。この条約は、同じく国連で採択された「子どもの権利宣言」(1959年)を発展させて各国を法的に義務づけた画期的なもので、子どもの権利をさらに包括的かつ確実に保障していこうという国際的なとりくみを反映しています。

またわが国においても、1947年には日本国憲法の精神にのっとり教育基本法が制定され、また1951年には、国連「子どもの権利宣言」に先立つこと8年、やはり子どもを権利の主体としてとらえた「児童憲章」が制定されていました。

わが国の、そして世界の子どもたちが置かれている現状は、このようなさまざまな文書の理念を照らしてみても、満足のいくものと言えるでしょうか。

いっけん豊かに見えるわが国の子どもたちも、学校で、家庭で、社会で、さまざまな形で苦しめられています。また、飢餓・戦争・天災・環境汚染などのあおりを受けて生命・発達の権利すら奪われている子どもも、世界には少なくありません。

このことは、言うなれば“子ども差別”がこれまでのおとな社会を支配してきたことの表れです。子どもたちはあらゆる場面で、固有の権利を無視あるいは軽視されてきたのです。

1990年9月には国連で「子どものための世界サミット」が開かれ、世界の半数以上の国の国家元首が参加しました。今年6月には、子どもたちに手渡していく地球環境をめぐって「地球サミット」(ブラジル)も開かれています。

私たち「子どもの人権連」は、1986年の発

足以来、子どもたちの権利を考え保障していくための運動に取り組んできました。世界が“子ども優先の原則”に向かおうとしているいまこそ、グローバルな問題を視野に入れながら、それぞれの地域・家庭・職場、学校での取り組みをさらに充実させていくことが必要です。

そこで、次の課題を提起します。

- ① 学校・家庭をはじめとするさまざまな場面で起きている子どもの人権侵害をなくすための運動をおこします。
- ② 子どもの権利にたいする社会の認識を広げ、深めていきます。
- ③ 子どもの権利についての国際的な交流に力を入れます。
- ④ 子どもの人権を保障する現行法制度を点検し、その改善のための提案を積極的に行ないます。
- ⑤ 日本の「子どもの権利基本法」(仮称)制定に向けて、国民的議論をおこしていきます。

みなさまの積極的なご賛同を心から呼びかけます。 1992年6月

よびかけ人代表 (50音順)

一番ヶ瀬	康子
大田	堯
大場	昭寿
鈴木	祥蔵
寺澤	充一
永井	憲一

◆ 子どもの人権連 加入申し込み用紙 ◆

◆ 入会ご希望の方は下の※印に必要事項をご記入の上、年間会費(個人は5,000円、団体は1010,000円以上)とあわせてお送り下さい。ご送金は、郵便振替をご利用の上、〈会費〉と明記下さい。会員には、「いんふおめーしょん・子どもの人権連」ほか広報出版物ができれば幸いです ◆

※ A会員(個人会員)の場合記入して下さい。

氏名 (ふりがな)	性別 () 男 () 女	職業	申し込み 年月日	
	自宅住所 連絡先			TEL
自宅住所			FAX	
連絡先			TEL	
			FAX	

※ B会員(団体会員)の場合記入して下さい

団体名	(略称)		申し込み 年月日	
所在地	TEL			
	FAX			
担当部局 及び 担当者	担当部局名	(担当者)		
		TEL		
		FAX		
※ 子どもの人権保障に関する活動事業などのポイントをご記入下さい。尚、活動、事業計画書などを添付いただければ幸いです。				

受けつけ 年月日	(事務局確認年月日)
-------------	------------

◆ 広報委員会から……/高橋 公(広報委員)

◆ 子どもの人権連では、会員以外の多くのみなさんにも子どもの権利条約に関する情報提供をおこなっています。92年11月に、情報提供に関するアンケート調査を実施し、あわせて、ご入会のおねがいがも同時におこなわれました。その結果、多数のかたがたに新規加入をいただきました。

子どもの人権連は1986年4月の設立当初から個人及び団体会員制をとってきていますが、どちらかと言えば団体会員中心の会員構成になっていました。そこで、第7回総会(92年6月4日)を契機に個人のかたがたへの入会のおさそいのとりくみを強めてきたところです。

◆ 子どもの権利条約そのものの広報活動をすすめるとともに、この条約にかかわる個別のテーマについてもとりくみをすすめています。第1回公開講座では「子どもの権利条約は傷ついた子を救えるか」(92年5月23日)、第2回では「外国籍・無国籍の子どもたちと子どもの権利条約」(7月29日)、第3回では「定住外国人のアイデ

ンティティーと子どもの権利条約」(11月14日)という内容で公開講座を開いてきました。

これからも、こうした講座を聞きながら、権利条約を日本国内に住む子どもたちの中にどう生かしていくかをみなさんと一緒に考えていきたいと考えています。同時に、問題意識を国内にだけとどめることがないように子どもの権利委員会をはじめ国際的視野も忘れないようにしたいものだと考えています。

◆ 早いもので、1992年も終りに近づきました。本号で92年は終りですが、93年は今年の反省の上にたって、より内容の充実をめざしたいと考えています。会員のみなさんの近況報告や本誌への投稿などもぜひお願いします。

次号では、第2回講座の報告を中心に、シリーズ=学校に子どもの権利条約などを企画しています。今年一年間のみなさまがたのご支援に感謝しながら……。

☆ 編集スタッフ ☆

編集長	福山真劫	(子どもの人権連事務局次長 自治労社会保障部長)
編集委員	笠井博徳	(子どもの人権連事務局員 日教組教育文化運動局書記)
	菅源太郎	(子どもの人権連事務局員)
	高橋公	(子どもの人権連事務局員 自治労社会保障局書記)
	平野裕二	(子どもの人権連事務局員 ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

◆ 表紙イラスト/加藤すみれ

● いんぷおめーしょん/子どもの人権連 No.12・13 1992年12月20日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆ 発行&編集人 子どもの人権連広報委員会/福山真劫
- ◆ 事務所 〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172
郵便振替/東京 8-18438 (子どもの人権連)
- ◆ 年間購読料 3,000円 (ただし、会員は会費に含む)

子どもの人権連の本

今日から

子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2
A4版/500円(〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約 対訳集 子どもの人権連ブックレットNo.3
児童の権利条約 A5版/500円(〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した Convention on the Rights of the Childの全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって—その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点 300円(〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実が緊急なテーマ。

子どもの権利条約、実施のためのQ&A 1,000円(〒240円)

☆権利条約の理念と諸規定を日本で実施するための問題点の整理を豊富な関連資料を使って解説。子どものための世界サミットの発言、権利条約関連の文献リストなども収録。

子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚ケース入り) 200円(〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの人権読本 1,000円(〒240円)

☆会員情報誌(月刊) ☆いんぷおめーしょん 子どもの人権連



子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F